

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 人事委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 支出について 自家用車を使用した出張について、 旅費の支給漏れがあった。	ア 支出について 支給がされていない出張旅費につ いては、当該職員に対し、旅費を支 給した。今後は、庶務担当者におい て自家用車公務使用申請書と県内出 張報告の確認を徹底する。